

平成 2 5 年 5 月 2 9 日

横浜市会議長

佐 藤 祐 文 様

横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会
委員長 嶋 村 勝 夫

横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会報告書

本委員会の付議事件に関して、次の調査を行ったので、その結果を報告します。

初めに

2000年以來の地方分権改革推進により、地方自治体の権限が拡大したことに伴い、議会の権限、役割は大幅に増加した。横浜市会は、二元代表民主制を首長と対等に担う我が国最大の基礎自治体の議会として、市民の負託に応え、その役割を果たしていくため、その時々で、議会改革検討懇話会、議会のあり方調査会及び市会運営委員会において、さまざまな課題を検討し、議会改革を継続的に進めてきている。

前任期における市会運営委員会では、議長から「地方分権の進展や社会経済状況の変化など、市政を取り巻く環境が大きく変化している中で、議会の果たす役割への市民の期待もますます高まっていることから、さらなる議会活動の活性化を図り、市民の期待に応えられるよう課題に対する調査・検討」の諮問があった。

その諮問事項の一つに「議会基本条例の制定」の項目があり、協議結果は、「議会基本条例の制定については、今後の議会のあり方を踏まえ協議していく必要があることから、改選後の新たな議会において協議すべきものである。」とされた。

このような経緯を踏まえ、平成23年の統一地方選挙後の新たな議会構成における市会運営委員会において、議会基本条例の制定に関する協議の場として、地方自治法第109条及び横浜市会委員会条例第5条の規定に基づく特別委員会を設置することとなり、平成23年5月31日の市会本会議の議決を得て、本特別委員会が設置された。

その後、議会基本条例の制定に関する検討に当たっては、議会改革を進めるための課題解決に向けた協議を行った後、協議結果を踏まえ、議会基本条例の制定に関する協議を行うこととし、各会派及び執行機関から議会活動全般についての意見、課題を提出いただき、提出された各課題等を大きく6つの項目に分類した上で、課題ごとに道府県及び政令指定都市における取り組み等を調査するとともに、本市会の現状を改めて確認しながら、調査・検討を行ってきた。

2年にわたり、25回の委員会活動の結果、各課題の解決に向け、新たな取り組みや見直しを決定するとともに、議会基本条例を制定することを決定した。

この報告書は、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会の活動と協議結果等の内容を報告するものである。

委員長 鳴村勝夫

1 付議事件

市政に係る諸課題の解決に向け、市会がその役割をさらに発揮していくため、市会の立法機能を高めるなど、市会の自主的・自律的な改革を一層推進していく上で、市会議員としての活動や議会活動のあり方などを明確にするため、横浜市会基本条例の制定に関する調査・検討を行うこと。

2 協議内容

(1) 各党派、議員及び当局から提出された検討項目

ア 大項目(1) 「議会・議員の活動原則」に関する検討項目

イ 大項目(2) 「議会と住民の関係」に関する検討項目

ウ 大項目(3) 「議会と執行機関の関係」に関する検討項目

エ 大項目(4) 「議会の組織・権限・審議」に関する検討項目

オ 大項目(5) 「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関する検討項目

カ 大項目(6) 「大都市自治における議会のあり方」に関する検討項目

(2) 検討項目の協議結果に基づく会議規則、委員会条例などの改正内容

(3) 市会基本条例制定の必要性

(4) 市会基本条例での規定事項

3 協議方法等

(1) 議員活動、議会活動など市会全般について協議する。

(2) 現行の諸規定(会議規則、委員会条例など)の改正も含め協議する。

(3) その他必要に応じた事項を協議する。

(4) 各検討事項の協議を行った後、議会基本条例制定の必要性について協議する。

(5) 議会基本条例に規定すべき事項について協議する。

4 委員会の運営方法等

(1) 原則、閉会中の活動とし、会期中は開催しない。

(2) 基本的な検討を行い、運用などの詳細は運営委員会などの所管に検討を委ねる。

5 これまでの委員会活動の経緯

(1) 平成23年6月23日

委員会の運営方法等について協議した結果、調査期間をおおむね2年程度とし、平成25年第2回市会定例会において調査結果報告書を提出することとした。

また、検討項目については、

- ・議員活動、議会活動など市会全般について協議すること。
- ・現行の諸規定（会議規則、委員会条例など）の改正も含め協議すること。
- ・各会派、議員及び当局から意見、課題等の提出を受け、協議すること。

以上のとおりとし、委員会終了後に各会派等へ検討項目の提出を依頼することとした。

(2) 平成23年8月26日

各会派及び総務局から提出された検討項目について、考えや内容の説明を受けた後、意見交換、質疑を行い、引き続き協議することと決定した。

(3) 平成23年12月1日

各会派等から提出された検討項目の議論に当たっての参考とするため、資料に基づき議会局の説明を受け、議会基本条例の役割、議会の憲法上の位置づけ、議会の役割・機能等、及び検討項目を整理するに当たり大きく6つに分類した基本的な論点について、意見交換を行った。

各会派の意見を参考にさらに整理した検討項目（案）を作成し、次回委員会から具体的な協議に入ることを決定した。

(4) 平成24年1月31日

委員会として共通認識を持てるようにするため、資料に基づき議会局の説明を受け、議会基本条例の性格、位置づけについて、意見交換及び質疑を行った。

その後、前回委員会で確認された基本的な論点に基づき、

- ・当委員会で検討を行う項目
- ・運営委員会に協議を依頼する項目

・その他検討項目としない項目

に整理し、意見交換、質疑を行った後、運営委員会に協議を依頼する項目、及び検討項目としない項目については、委員長から運営委員会委員長、または、提出会派に申し入れすることを決定した。

また、前回委員会で要求のあった「他都市における議会基本条例制定に伴う議会運営等の変更」について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行った。

(5) 平成24年4月5日

平成24年4月24日午後1時30分開会予定の委員会において、元全国都道府県議会議長会議事調査部長の野村稔氏を参考人として招致し、「議会改革の条件、自主的・自立的な改革の推進」について意見聴取することを決定した。

なお、傍聴を希望する議員を募るため、委員長名で各議員宛てに通知することとした。

また、平成25年第2回市会定例会での調査結果報告書の提出を前提に、6つの大分類ごとの検討スケジュール（案）について、資料に基づき、議会局の説明を受け確認し、具体的な検討に入ることとした。

(6) 平成24年4月24日

参考人の元全国都道府県議会議長会議事調査部長の野村稔氏から「議会改革の条件、自主的・自立的な改革の推進」についての意見を聴取し、質疑を行った。

なお、委員、議会局職員のほか13人の議員が傍聴した。

(7) 平成24年5月18日

大分類(2)「議会と住民の関係」に関して、議会基本条例を制定している16道府県、及び5政令市の特徴ある取り組みについて、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

(8) 平成24年6月6日

大分類（２）「議会と住民の関係」に関し、前回委員会での議論や他都市の取り組みを参考に、各検討項目に関する取り組み案とその課題等について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き次回委員会で検討することとし、各会派に取り組み案の取りまとめに向けた協議を依頼した。

また、平成２４年７月１７日午後２時開会予定の委員会において、山梨学院大学法学部政治行政学科教授の江藤俊昭氏を参考人として招致し、「議会基本条例」について意見聴取することを決定し、傍聴を希望する議員を募るため、委員長名で各議員宛てに通知することとした。

（９）平成２４年７月５日

大分類（２）「議会と住民の関係」に関し、前回委員会で要求のあった「他都市におけるポスター作成状況」、及び「常任委員会等のインターネット中継の実施に要する経費」について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行った。

また、協議結果（案）について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、次回委員会でまとめるため、各会派での協議を依頼した。

（１０）平成２４年７月１７日

参考人の山梨学院大学法学部政治行政学科教授の江藤俊昭氏から「議会基本条例」についての意見を聴取し、質疑を行った。

なお、委員、議会局職員のほか１８人の議員が傍聴した。

（１１）平成２４年７月２４日

平成２４年７月５日開催の委員会で会派持ち帰りとした大分類（２）「議会と住民の関係」に関する検討項目について、各会派の意見を聴取したところ、意見が分かれた項目があり、また、議会広報に関する項目の実施に向けた協議の依頼先についても意見の一致が得られなかった。

このため、多数意見を委員会としての協議結果とし、少数意見もあわせて報告することとした。

次に、大分類（３）「議会と執行機関の関係」に関し、議会基本条例を制定している２２道府県、及び７政令市の特徴ある取り組みについて、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

(12) 平成２４年８月２９日

平成２４年７月２４日開催の委員会で決定した大分類（２）「議会と住民の関係」に関する協議結果について、資料により内容を確認した。

なお、議会広報・広聴に関する協議結果については、団長会議へ協議結果に基づく取り組みの実施を依頼することとした。

次に、大分類（３）「議会と執行機関の関係」に関し、前回委員会で要求のあった「本会議における一問一答方式導入に係る議場改修経費」、及び「政令指定都市における質疑・質問別実施状況、実施形態及び発言時間等」について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行った。

また、協議結果（案）について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

(13) 平成２４年９月２１日

大分類（３）「議会と執行機関の関係」に関し、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行った。

なお、「議会と執行機関の関係」に関する検討項目について、次回の委員会で方向性・取り組み案をまとめるために、各会派で検討することとした。

(14) 平成２４年１１月９日

前回委員会で会派持ち帰りとした大分類（３）「議会と執行機関の関係」に関する検討項目については、再度、会派持ち帰りとした。

次に、大分類（４）「議会の組織・権限・審議」に関し、議会基本条例を制定している２２道府県、及び７政令市の特徴ある取り組みについて、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

(15) 平成24年11月20日～21日（行政視察）

議会基本条例の制定に関する取り組みについて、他都市の先進事例を以下のとおり視察した。

ア 福島県議会（視察事項：議会基本条例の制定に関する取り組みについて）

議会基本条例の位置づけ、制定の意義、制定までの経緯及び制定後の取り組みについて、意見聴取、質疑及び議場の見学を行った。

イ 宮城県議会（視察事項：議会基本条例の制定に関する取り組みについて）

議会基本条例の制定の経緯及び経過、議会基本条例の特徴ある取り組みについて、意見聴取、質疑及び議場の見学を行った。

ウ 岩手県議会（視察事項：議会基本条例の制定に関する取り組みについて）

議会基本条例の制定の経緯及び経過、制定過程での工夫した点及び制定に伴い実施している具体的な取り組みについて、意見聴取、質疑及び議場の見学を行った。

(16) 平成24年11月26日

平成24年11月9日開催の委員会で再度、会派持ち帰りとした大分類（3）「議会と執行機関の関係」に関する検討項目について、各会派の意見を聴取したところ、意見が分かれた項目があった。

また、各会派の意見を議会局にまとめさせ、次回の委員会で取りまとめる取り扱いとした。

次に、大分類（4）「議会の組織・権限・審議」に関し、前回委員会で要求のあった「地方自治法第96条第2項の規定による議決すべき事件に関する事項」、「他都市の各取り組みに関する議会基本条例の規定内容」、「地方自治法第100条第12項に規定されている協議又は調整を行う場の具体的な設置状況」、及び「法制部門の人材確保などの人事配置に関する取組等」について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

(17) 平成24年12月3日

大分類（3）「議会と執行機関の関係」に関する検討項目について、前回委

員会での各会派の意見をまとめた資料について、議会局の説明を受けた後、意見の一致が得られなかった項目については、多数意見を委員会としての協議結果とし、少数意見もあわせて報告すること、また、中分類②の「質疑・質問の形態」及び「質疑・質問の形態に即した議場の改修」については、引き続き検討していくことを決定した。

なお、各検討項目の協議結果に基づき、実施に向けた協議を市会運営委員会に依頼することとした。

次に、大分類（４）「議会の組織・権限・審議」に関し、前回委員会で要求のあった資料のうち、「議決事件の拡大を議会基本条例で位置づけている都市の規定内容及び議会基本条例以外の条例で規定している条例の規定内容と規定に当たっての考え方や基準」及び「規定した計画の定期的な検証の機会に関する規定状況」については、作成次第、委員に配付することとし、「法曹資格を有する人材の活用状況」について、資料に基づき議会局の説明を受けた後、中分類ごとに意見交換、質疑を行い、次回委員会で各検討項目の方向性・取り組み案を取りまとめるため、各会派での協議を依頼した。

(18) 平成２５年１月９日

平成２４年１２月３日開催の委員会で決定した大分類（３）「議会と執行機関の関係」に関する協議結果について、全会一致で決定した項目、多数意見と少数意見に分かれた項目を取りまとめた資料により、内容を確認した。

次に、大分類（４）「議会の組織・権限・審議」に関し、平成２４年１１月２６日開催の委員会で要求のあった「議決事件の拡大を議会基本条例で位置づけている都市の規定内容及び議会基本条例以外の条例で規定している条例の規定内容と規定に当たっての考え方や基準」及び「規定した計画の定期的な検証の機会に関する規定状況」と、前回委員会で要求のあった「流山市の法曹資格を有する任期付職員の給与」、及び大分類（４）「議会の組織・権限・審議」の検討項目の協議に当たっての考え方や協議の方向性などについて、資料等に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行った。

また、各検討項目の方向性・取り組み案を次回の委員会で示した上で、取りまとめていくことを決定した。

(19) 平成25年1月25日

大分類(4)「議会の組織・権限・審議」に関し、前回委員会で要求のあった「横浜市が策定している計画の一覧」、及び検討項目の「方向性・取り組み(案)」について、資料等に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、次回委員会でまとめるため、各会派での協議を依頼した。

次に、大分類(5)「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」、及び大分類(6)「大都市自治における議会のあり方」をあわせて協議することとし、まず、大分類(5)「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関し、議会基本条例を制定している22道府県、及び8政令市の特徴ある取り組みについて、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

次に、大分類(6)「大都市自治における議会のあり方」に関し、19政令指定都市の特徴ある取り組みについて、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

(20) 平成25年2月13日

前回委員会で会派持ち帰りとした大分類(4)「議会の組織・権限・審議」に関する検討項目について、各会派の意見を聴取したところ、意見が分かれた項目があった。

また、各会派の意見を議会局にまとめさせ、次回の委員会で示した上で、取りまとめる取り扱いとした。

次に、大分類(5)「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関し、前回委員会で要求のあった「海外視察を原則1回と規定した理由や根拠」、及び「他都市における報酬検討機関の構成員や仕組み」について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

次に、大分類(6)「大都市自治における議会のあり方」に関し、前回委員会で要求のあった「区づくり推進会議の設置の経緯」、「区づくり推進会議の議事録の形態と取り扱い」、「区行政への議会審議・審査の方法」、及び「他都市における区行政への議会の関与と議事録等の公開」について、資料に基づ

き議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

(21) 平成25年4月15日

平成25年2月13日開催の委員会で決定した大分類(4)「議会の組織・権限・審議」に関する協議結果について、全会一致で決定した項目、多数意見と少数意見に分かれた項目を取りまとめた資料により内容を確認するとともに、議決事件の拡大に関する多数意見の中で、各分野における基本的な計画等を所管の常任委員会で議決事件とすることについて判断する際の指標を定める必要があるとの意見があったことから、指標の案についてもあわせて確認した。

なお、決定した各検討項目の協議結果に基づき、実施に向けた協議を団長会議及び市会運営委員会に依頼することとした。

次に、大分類(5)「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関し、前回の委員会で要求のあった「適正な議員定数や議員報酬についての有識者の意見等」、及び前回委員会での議論を踏まえ作成した各検討項目の方向性・取り組み案について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、次回委員会でまとめるため、各会派での協議を依頼した。

次に、大分類(6)「大都市自治における議会のあり方」に関し、前回委員会での議論を踏まえ作成した各検討項目の方向性・取り組み案について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、次回委員会でまとめるため、各会派での協議を依頼した。

次に、今後の委員会の運営方法として、次回の委員会で、大分類(1)「議会・議員の活動原則」と、継続協議となっている大分類(3)「議会と執行機関の関係」に関する検討項目の「質疑・質問の形態」、及び「議会基本条例制定の必要性」について協議することを確認した。

なお、大分類(1)「議会・議員の活動原則」に関する検討項目は、「議会基本条例制定の必要性」について協議した後に、その結果に基づき協議することを確認した。

(22) 平成25年4月24日

大分類（５）「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関し、前回委員会で要求のあった「海外視察費用への政務調査費の充当に係る裁判例」、「議員派遣（海外視察）の実施状況等」、及び「本市会における海外視察の実績」について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行った。

その後、大分類（５）「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関する検討項目のうち、初めに、議員派遣の海外視察について、各会派の意見を聴取したところ、意見の一致が得られなかったため、多数意見を委員会としての協議結果とし、少数意見もあわせて報告することを決定した。

なお、決定した協議結果に基づき、実施に向けた協議を団長会議に依頼することとした。

次に、議員派遣を除く、その他の大分類（５）「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関する検討項目について、各会派の意見を聴取し、費用弁償の支給形態の例示を次回委員会で示した上で、支給形態について協議を行い、その他の項目とあわせて取りまとめることとした。

次に、大分類（６）「大都市自治における議会のあり方」に関し、前回委員会で要求のあった「政令指定都市における区自治協議会制度の活用状況」について、資料に基づき議会局の説明を受けた後、各会派の意見を聴取し、区づくり推進横浜市会議員会議運営要領の改正案を次回委員会で示した上で、協議を行い、その他の項目とあわせて取りまとめることとした。

次に、継続協議となっている大分類（３）「議会と執行機関の関係」に関する検討項目の質疑・質問の形態については、次回委員会で協議することを決定し、各会派での協議を依頼した。

次に、大分類（１）「議会・議員の活動原則」に関し、議会基本条例を制定している２２道府県、及び８政令市の特徴ある取り組みについて、資料に基づき議会局の説明を受け、「議会基本条例制定の必要性」の協議とあわせ、次回委員会で引き続き検討することを決定し、各会派での協議を依頼した。

(23) 平成２５年５月７日

大分類（５）「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関し、費用弁償の支給形態を例示するため、「政令指定都市における費用弁償の支給状況」、

及び「費用弁償の支給について（案）」の資料に基づき、議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、次回委員会で取りまとめるため、各会派での協議を依頼した。

また、大分類（５）「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」のそのほかの検討項目に対する前回委員会での意見を取りまとめた資料により確認したが、議員派遣に関して自民党の委員より、海外視察の資格要件に関し、「議員としての経歴が２年に満たない期間は実施できない」とした前回の意見表明について、年数制限を廃止する意見に変更したいとの申し出があったため、各会派の意見を聴取し、次回委員会でまとめるため、会派持ち帰りとした。

次に、大分類（６）「大都市自治における議会のあり方」に関して、区づくり推進横浜市議員会議の公開については、平成２５年４月２４日開催の委員会でそれぞれ４つの意見に分かれたため、改めて各会派の意見を聴取したところ、意見の一致が得られなかったため、多数意見を委員会としての協議結果とし、少数意見もあわせて報告することを決定した。

また、区づくり推進横浜市議員会議運営要領の改正案を示すこととしていたが、担当する市民局と調整中のため、次回委員会で示すこととした。

次に、継続協議となっている大分類（３）「議会と執行機関の関係」に関する検討項目の質疑・質問の形態について、各会派の意見を聴取し、次回委員会で取りまとめるため、会派持ち帰りとした。

次に、「議会基本条例制定の必要性」について、各会派の意見を聴取したところ「議会、議員の活動内容や横浜市会が取り組む事項等を市民に明確に示し、市民に市会の役割や活動状況を理解していただくために、議会基本条例は必要」との意見で一致したため、次回委員会で取りまとめることとした。

次に、大分類（１）「議会・議員の活動原則」の検討項目の考え方について、各会派の意見を聴取したところ、一部修正の意見があり、次回委員会で取りまとめるため、会派持ち帰りとした。

(24) 平成２５年５月１３日

大分類（５）「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関し、前回委員会で要求のあった「会議等への出席に係る費用弁償の支給額試算」について、

資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行った。

その後、費用弁償の支給形態について各会派の意見を聴取したところ、意見の一致が得られなかったため、多数意見を委員会としての協議結果とし、少数意見もあわせて報告することを決定した。

次に、海外視察の資格要件の変更に関し、「横浜市会議員の海外視察取扱い要綱の変更案」について、資料に基づき議会局の説明を受け、質疑を行った後、各会派の意見を聴取したところ、意見の一致が得られなかったため、多数意見を委員会としての協議結果とし、少数意見もあわせて報告することを決定した。

なお、決定した各検討項目の協議結果に基づき、実施に向けた協議を団長会議及び市会運営委員会に依頼することとした。

次に、大分類（６）「大都市自治における議会のあり方」に関して、「区づくり推進横浜市会議員会議運営要領の変更案」について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行った後、案のとおり変更することを決定した。

なお、会議の公開については、市民局及び各区と調整した後に各区で協議することとした。

また、決定した検討項目の協議結果に「区づくり推進横浜市会議員会議運営要領の変更案」を加え、意見の一致が得られなかった項目については、多数意見を委員会としての協議結果とし、少数意見もあわせて報告することとし、実施に向けた協議を団長会議に依頼することとした。

次に、大分類（３）「議会と執行機関の関係」に関する検討項目の質疑・質問の形態に即した議場の改修については、前回の委員会で意見がなかったため、平成２４年１１月２６日開催の委員会で多数意見となっている「現行どおり」とすることを委員会としての協議結果とし、少数意見もあわせて報告することとした。

次に、大分類（１）「議会・議員の活動原則」の検討項目の考え方についての一部修正について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行った後、修正することを決定した。

次に、議会基本条例に盛り込むべき項目を示した構成案について、資料に基づき議会局の説明を受け、質疑を行い、次回委員会で取りまとめるため、会派

持ち帰りとした。

次に、委員会の活動期間を考慮し、委員会で議会基本条例の構成案を策定し、条例の制定を市会運営委員会に依頼する取り扱いとすることを全会一致で決定した。

次に、委員会報告書の案について、議会局の説明を受け、質疑を行い、次回委員会で取りまとめるため、会派持ち帰りとした。

(25) 平成25年5月29日

議会基本条例の構成案について、各会派の意見を聴取したところ、全会一致をもって案のとおりとすることを決定した。

なお、議会基本条例については、市会運営委員会で検討されることになるが、これまでの委員会での協議を踏まえ、特に条例の前文には「開かれた議会」や、「市民に分かりやすく理解される議会」とする理念を明記すること、及び条例制定に当たっては、パブリックコメント等を実施し、市民の意見を聴取すべきとの意見があった。

次に、委員会報告書の案について、各会派の意見を聴取したところ、全会一致をもって案のとおりとすることを決定した。

6 各検討項目及び協議結果

(1) 各検討項目の協議結果決定日（最終）

- | | | |
|---|-----------------------------|--------------|
| ア | 大項目（1）「議会・議員の活動原則」 | （平成25年5月13日） |
| イ | 大項目（2）「議会と住民の関係」 | （平成24年7月24日） |
| ウ | 大項目（3）「議会と執行機関の関係」 | （平成25年4月7日） |
| エ | 大項目（4）「議会の組織・権限・審議」 | （平成25年4月15日） |
| オ | 大項目（5）「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」 | （平成25年5月13日） |
| カ | 大項目（6）「大都市自治における議会のあり方」 | （平成25年5月13日） |

(2) 各検討項目の協議結果

別紙1のとおり

7 議会基本条例の構成（案）

別紙2のとおり

8 議会基本条例制定に向けたまとめ

横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会は、2年にわたる活動を終えるが、横浜市会の各会派及び執行機関から提出された議会全般にわたる課題を精力的に協議し、他都市の取り組み等の検証を行い、より効率的、効果的で市民に分かりやすい議会を目指し、その協議結果をあらわしてきた。

横浜市会議員各位におかれては、当特別委員会の協議結果に基づく、新たな取り組みや見直しについて、添付資料により確認いただき、それらを着実に実施することで、地方自治の制度である二元代表民主制を市長と対等に担う横浜市会の活動をより明確化し、役割や活動状況を市民に分かりやすく理解いただけるものにしていくことを認識して活動する必要がある。

議会基本条例は、市会運営委員会での協議を経て制定いただくこととしたが、議会基本条例の制定に当たっては、当特別委員会での協議結果に基づく取り組みや、横浜市会のこれまでの取り組みを盛り込み、別紙の構成（案）に記載の項目ごとに、作成していただくことをお願いするものである。

終わりに、当特別委員会は、議会基本条例の制定に向けた協議を行い、その結果として議会基本条例を制定するとしたが、委員各位からは、横浜市会の歴史や伝統のもと、さらなる議会改革を継続的に取り組んでいくため、議会基本条例の制定を目的とするのではなく、条例制定が始めとなり、さらなる検証や見直しを行い、二元代表制の一翼を担う横浜市会がその役割をより発揮できるようにしていくことが重要であるとの意見があったことを申し添えて、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会の報告とする。

○ 横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会名簿

委員長	嶋村勝夫	(自由民主党)
副委員長	和田卓生	(公明党)
同	花上喜代志	(民主党)
委員	草間剛	(自由民主党)
同	斉藤達也	(自由民主党)
同	松本研	(自由民主党)
同	高橋正治	(公明党)
同	今野典人	(民主党)
同	有村俊彦	(みんなの党)
同	伊藤大貴	(みんなの党)
同	荒木由美子	(日本共産党)
同	井上さくら	(無所属クラブ)

基本的な論点		論点に対する 会派等提出 の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目(詳細)				協議結果	
大分類	中分類		提案 会派	項目	検討内容	備考		
(1) 議会・議員の活動原則	①議会の活動原則	a.位置付け	民主	議会の存在価値	市政における議会の位置付けを明確にする。		《考え方》 横浜市会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要である。 日本国憲法は、地方公共団体の制度として、議会の議員と長をそれぞれ住民が直接選挙し、議事機関としての合議制の議会と執行機関として独任制の長とによる二元代表制をとっており、議会と長とは、相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を活かし、適切にその役割を果たすことが求められている。 近年、地域のことは地域が決める市民自治を実現するという地方分権社会への転換が進められ、日本最大の市である横浜市においては、大都市特有の課題をはじめとした多くの市政課題が複雑高度化する中、横浜市会が多くの権限と責任を担う大都市の議会として、市長その他の執行機関に対する監視及び評価並びに政策立案及び政策提言など議会が果たすべく機能を最大限に発揮していくためには、横浜市会の伝統を重んじながら、既存の枠組みにはとらわれない柔軟な姿勢を併せ持ち、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければならない。 との考え方について、全会一致をもって決定した。	
		b.役割・責任 (議案等の審議・審査、事務の監視・評価、政策立案・調査研究、意見書・決議等による国等への意見表明等)	自民	議会の役割	・二元代表制における議会の地位・使命・責務・権限 ・議会の機能強化			《考え方》 【議会の役割】 議会は、市民の代表機関として、合議制である議事機関の特性を踏まえ、次に掲げる役割を担うものとする。 (1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと。 (2) 市長等の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。 (3) 市政等の調査研究を通じ、政策立案及び政策提言を行うこと。 (4) 意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと。 (5) 政策提携、相互理解及び親善を図るため、国内外の都市間交流を行うこと。
			公明	議会の使命	二元代表制における議会・市長の責務			【議会の活動原則】 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。 (2) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。 (3) 議会の役割を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。 との考え方について、全会一致をもって決定した。
	ネット・無所属クラブ	市民との関係	市民に開かれた議会としての活動	現在、地方自治体においては議会と首長との二元代表制となっているものの、予算編成権とその日常的な執行という首長の持つ権限は相対的に大きく、近年の地方分権の推進により、その比重は一層増加しています。 二元代表制の本旨からも、また最も住民生活に身近な自治体の主権在民を実現するためにも、両輪の一方である議会が、これまで以上の力を培い、首長権限との正当なバランスを保っていく事が重要であると考えます。	従来の議決権を通じた行政に対するチェック機能に加え、政策立案機能をより拡充する方途と、そのための合意形成法等についての議論。			
		a.位置付け					上記の中分類①議会の活動原則、a.位置付けと同様	
		②議員の活動原則		自民	活動原則	議員活動		《考え方》 【議員の役割】 議員は、市民から選挙により選ばれた公職にある者として、かつ、合議制の議事機関である議会を構成する一員として、次の役割を担うものとする。 (1) 議案等の審議及び審査等を行うこと。 (2) 市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。 (3) 各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させること。
	b.役割・責任 (議員間討議、住民意見の把握、能力研さん等)		民主	活動原則	市会議員としての活動を明確化 市会議員としての責任、義務、権利などについて明確にする。		【議員の活動原則】 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 市民の意見を的確に把握し、市政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持つ的確な判断を行うこと。 (2) 議会は言論の場であること及び合議制の機関であることを踏まえ、市民の代表として議員間の活発な討議等により議会で十分な審議を尽くすこと。 (3) 自らの資質の向上に不断に努めるとともに、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行し、議会活動を市民にわかりやすく説明すること。 との考え方について、全会一致をもって決定した。	
	公明		活動原則	議員の責務と議員活動のあり方				

大分類(2)「議会と住民の関係」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)	会派等提出の検討項目(詳細)				協議結果	
大分類	中分類		提案会派	項目	検討内容	備考		
(2) 議会と住民の関係	①議会の情報公開	a.住民への議会情報等の広報(全般)	公明	市民との関係	政策等の形成過程の市民への説明		1 本市会のホームページについては、議案を議案発送に併せホームページに掲載するなど様々な議会情報を掲載しているが、さらに市民が議会に関心を持てるよう適切な議会情報を発信するとともに議会のより活発な議論のため、ホームページの掲載内容について協議した結果、 ① 議事日程(送付・配付時)の掲載 ② 常任・特別委員会記録の速報版の掲載 ③ 現行3週間を目途に掲載している委員会資料の迅速な掲載について実施することを全会一致をもって決定した。 ただし、実施にあたっては、課題となっている事務体制の強化や資料作成局との調整などを踏まえたものとする。 2 議員の政策提案等におけるその政策等の形成過程への説明については、市民との意見交換やパブリックコメントによる意見募集について協議した結果、	
			民主	市民との関係	議会が市民に見えないのは、何を決めているのか分からないことも一因。採決前に議案を公表し意見を募ることで議会の重要性を伝えると同時に、市民の市政へのダイレクトな関与の機会を増やす。	すべての議案を採決前(議案発送と同時に)、市民に町内掲示板・マスコミ等において公表し、意見を募り、議会において意見を述べる機会を市民は得、それらの意見を勘案したうえで、議会において採決する。		
		b.会議録等の速やかな公開	みんな	議会自身	議会自身について(活発な議論を実現するために)		・議事録の速やかな公開 ・委員会資料の公開	<多数意見> 実施の是非、時期、内容などそれぞれの政策ごとに提案者が判断すべきで、議会として一律の対応を決めるべきではない。 <少数意見> 議会として一定の範囲を決めて実施していくべきである。
			ヨコ会	会議運営	会議録等の早期作成・提出について			
		c.インターネット中継	みんな	議会自身	議会自身について(活発な議論を実現するために)		委員会のネット配信(USTREAMなど)	との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。 インターネット中継は、さらなる議会審議の活性化を図るとともに、より一層市民にわかりやすい議会、身近な議会とすることなどから、平成17年の決算特別委員会から、本会議及び予算・決算特別委員会の全日程について、実施しているが、本市会における全ての審議を漏らすことなく視聴することができるよう常任・特別委員会等のインターネット中継を実施することを全会一致をもって決定した。 ただし、実施にあたっては、音声、映像はカメラ、マイク等の工夫により明瞭なものとしていくなど既存設備等の有効活用を行い費用対効果を踏まえたものとする。
			共産	市民との関係	・議員は、市民の代表であり、市民と行政のパイプ役として、重要な役割を担わなければならない。ところが、議員は何をしているかわからない、役に立たない、だから減らすべきだという声が市民から上がっているのも事実である。そもそもこんな声があがるのには、議会が市民から遠い存在であり、議員の姿が見えないことに大きな原因がある。 ・市民の多くが市政に関心を持ち、行政や議会を監視することで、真の市民のための市政が生まれてくるとも考えられる。	常任委員会及びすべての特別委員会をインターネット中継の対象にする。		
			当局	常任委員会	インターネット中継の導入			
		d.直接傍聴	民主	委員会	委員会傍聴		委員会傍聴を許可すべき。例えば、2~3人の人数制限があってもよい。	市民に開かれた議会としていくうえで、できる限りの対応を図っていくことが求められていることから、委員会傍聴の実施について協議した結果、 <多数意見> 委員会室の狭隘、導線の確保、当局出席者数など運営上の課題があることから委員会傍聴の取扱いは今行どおりとし、当面はインターネット中継の実施を優先する。 <少数意見> 課題はあるが委員会傍聴は実施するべきである。 インターネット中継の実施を優先するのは切り離して委員会傍聴を実施する。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。
			共産	常任委員会	常任委員会では委員会室が狭いなど物理的な理由から一般市民の直接傍聴を事実上認めていないが、直接傍聴を認めていない議会は全国的にみても横濱市と京都市のみである(大阪市は直接傍聴を試行実施中)。これではとうてい開かれた議会とはいえない。	常任委員会等の直接傍聴を認める。現在でも記者の傍聴は認めており、スペースが全くないというわけではない。予算・決算特別委員会における局別審査の傍聴者数のように、会議室の大きさに応じた傍聴者数とすればよい。		
		e.議会広報の充実	民主	広報	議員の活動がなかなか市民に伝わらない。議員各個人が活動報告等を行っているが、自分のPRになり、有権者に客観的評価判断・材料にはなっていない。 市会議員の活動が見えないという意見があるが、必ずしもそうではないと思う。もしもっとPRしたいということであれば、もっとメジャーなメディアを活用するしかない。		横浜市会をアピールするキャンペーンなどを行ってもよいのではないか。	<多数意見> 議会広報をより効率・効果的に行うため、 ① ヨコハマ議会だよりに掲載されている予算質疑及び一般質問において、その質問者の氏名や写真掲載について協議した結果、 <多数意見> 会派を代表して行う観点から会派名を掲載している現行どおりの取扱いとする。 <少数意見> 市民から見たときのわかりやすさから氏名等を掲載する。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。
				市会だより	市会だよりには質問者の氏名を出すべき。			
			公明	あり方	広聴広報機能の充実			② メディアを活用したPRについては、新聞掲載している周知広報を引き続き行っていくこと。また、定例会周知用ポスターを新たに作成し、市内公共施設等に掲示することを全会一致をもって決定した。

大分類(2)「議会と住民の関係」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)	会派等提出の検討項目(詳細)				協議結果
大分類	中分類		提案会派	項目	検討内容	備考	
(2) 議会と住民の関係	①議会の情報公開	f.議会・議員の評価と公表	民主	その他	議会の評価の方法と公表の仕方		議会・議員の評価と公表について協議した結果、組織として合議体である議会及び公選職である議員を評価することは課題があることを全会一致をもって決定した。
				自己評価	議員の自己評価のあり方と公表の仕方		
	②議会への住民参加	a.議会への住民の参加(全般)	自民	あり方	市民参加の推進に向けた広聴・広報のあり方		1 議会活動の啓発、市民参加の推進に向け協議した結果、 ① 市立学校を対象とした議会教材を作成し、教育委員会等と授業などへの活用を調整するなど議会情報を発信し、議会の理解を深める取り組みを実施する。 ② ヨコハマ議会だより、ホームページなどによる議会報告の拡充を図るとともにアンケート・意見募集による市民意見などの聴取を実施することをもって全会一致をもって決定した。 2 市民意見の聴取方法、議会活動情報の提供について協議した結果、 ＜多数意見＞ 適切な議会情報を発信提供し、市民が議会に関心を持つ取り組みから実施する。 ＜少数意見＞ 市民との対話の場の位置づけで、区や常任委員会などの単位で議会報告会を実施する。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。
			公明	市民との関係	市民の議会活動への参加の推進		
				あり方	広聴広報機能の充実		
			ネット・無所属クラブ	議会の役割	現在、地方自治体においては議会と首長との二元代表制となっているものの、予算編成権とその日常的な執行という首長の持つ権限は相対的に大きく、近年の地方分権の推進により、その比重は一層増加しています。二元代表制の本旨からも、また最も住民生活に身近な自治体の主権在民を実現するためにも、両輪の一方である議会が、これまで以上の力を培い、首長権限との正当なバランスを保っていく事が重要であると考えます。	議会と市民との相互関係を強化するため、日常的な市民意思の反映とその検証を担保する方法等についての議論。	
		c.議会報告会の開催	民主	市民との関係	議員と住民の議論が少なく、住民の代表として意思集約ができていない。	・区民意見の的確な集約 ・議会報告会、議員と住民等の討論 ・住民の意見を聴くための一般会議	
			みんな	市民との関係	議会と市民の関係について(市民の積極的な参加を促進するために)	議会の広報・広聴活動の実施(市民意見の把握、市民への議会報告)	
			共産	市民との関係	・議員は、市民の代表であり、市民と行政のパイプ役として、重要な役割を担わなければならない。ところが、議員は何をしているかわからない、役に立たない、だから減らすべきだという声が市民から上がっているのも事実である。そもそもこんな声があがるのには、議会が市民から遠い存在であり、議員の姿が見えないことに大きな原因がある。 ・市民の多くが市政に関心を持ち、行政や議会を監視することで、真の市民のための市政が生まれてくるとも考えられる。	議会主導で、議会報告会を定期的に各区で行う。	
		b.請願・陳情に関する意見聴取等	民主	請願・陳情	請願者・陳情者への意見聴取	付託される請願・陳情は、政策提案として提案者の意見を聴くこと。	市民等から提出される請願・陳情について、委員会での審査をどのように行うべきか、審査のあり方を協議した結果、
			みんな	市民との関係	議会と市民の関係について(市民の積極的な参加を促進するために)	請願・陳情の読み上げについて(請願者、陳情者が委員会で読み上げる形にすべき)	＜多数意見＞ 請願、陳情を審査する常任委員会等が効率・効果的な審査の観点から、実施方法を含め判断するべきであり、現行どおりの取扱いとする。 ＜少数意見＞ 請願者、陳情者が希望すれば審査する常任委員会等で意見を述べられる制度とする。
			共産	常任委員会	陳情は国への意見書を求めるものや機関意思の決定を求める決議のみを委員会の付託対象としているが、陳情も市民からの要望という意味では審査対象とすべきである。さらに、請願者・陳情者の意見陳述は審査の重要な参考となるが、口頭陳述を認めていない。	請願者・陳述者の意見陳述を認める。	との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。
d.土日(休日)議会の開催	みんな	市民との関係	議会と市民の関係について(市民の積極的な参加を促進するために)	夜間議会、休日議会の開催(多様な市民の政治参加促進)	多様な市民参加の促進から、市民が傍聴しやすいよう休日、夜間議会の開催について協議した結果、実施の意義、その効果及び職員体制、実施経費など課題があることから、新たに常任・特別委員会等のインターネット中継を実施し、本市会のすべての審議・審査をいつでもどこでも視聴できるようにすることを全会一致をもって決定した。		
	共産	市民との関係	・議員は、市民の代表であり、市民と行政のパイプ役として、重要な役割を担わなければならない。ところが、議員は何をしているかわからない、役に立たない、だから減らすべきだという声が市民から上がっているのも事実である。そもそもこんな声があがるのには、議会が市民から遠い存在であり、議員の姿が見えないことに大きな原因がある。 ・市民の多くが市政に関心を持ち、行政や議会を監視することで、真の市民のための市政が生まれてくるとも考えられる。	市民が傍聴しやすいよう土日、祝日、夜間議会の開催			

大分類(3)「議会と執行機関の関係」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点		論点に対する会派等 提出の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目(詳細)				協議結果
大分類	中分類		提案 会派	項目	検討内容	備考	
(3) 議会と執行機関の関係	① 首長等の提案説明	a. 形式(全般)	公明	本会議	本会議の形式		<p>1 議案説明の場の設置について 現状では、本会議での議案上程時に提案理由説明を行っているほか、議案発送にあわせ各会派に対し、予算研究会や議案説明を行っているが、その他に新たな説明の場の必要性について協議した結果、<u>現行どおり行うことを全会一致をもって決定した。</u> なお、議会活動への理解を深める上でも市民に対し議案に関する資料などによる情報提供を進めていく必要がある。</p> <p>2 委員長報告及び委員報告に対する質疑について 委員会の審査結果は報告書を配付し、委員長口頭報告は予算特別委員会・決算特別委員会を除き行っておらず、また、これらの報告に対する質疑は行っていないが、委員長の口頭報告の実施や委員会報告に対する質疑の実施について協議した結果、 (多数意見) 委員長口頭報告及び報告に対する質疑については、<u>現行どおりとする。</u> (少数意見) 全委員会に所属できない会派等の理解を深めるために実施する。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p> <p>3 大型モニターの設置について 審議の都合上(一問一答方式の導入や審議資料の映写など)から大型モニターの必要性について協議した結果、<u>設置する必要はないことを全会一致をもって決定した。</u></p>
			みんな	議会と行政	議会と行政の関係について(二元代表制における役割を明確にするために)	市長への反問権の付与	<p>1 趣旨確認の導入及び市長等への反問権の付与について 現状では認めておらず答弁者の判断により答弁されているが、<u>趣旨確認や反問権について協議した結果、</u> (多数意見) 質疑・質問は、市長等の答弁者や市民にわかりやすく行うことは当然のことであり、現状の答弁において齟齬は見られていないことから、<u>現行どおりとする。</u> (少数意見) ①趣旨確認は、質疑と答弁がかみ合うための制度として、実施する。 ②趣旨確認、反問権とも市長との議論を深めるために必要であり、実施する。なお、必要な時間に関しては、発言持ち時間外とするなどの検討が必要である。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p>
	② 質疑	a. 答弁者による趣旨確認(反問権)	当局	本会議	答弁者から質問者に対する質問の趣旨確認導入		
			民主	本会議	質疑・質問方法	本会議における一問一答方式への変更。	<p>1 質疑・質問の形態について 一括方式で実施している本会議での質疑・質問を審議上、質問者が一括方式、分割方式、一問一答方式の質問形態を選択することについて協議した結果、 (多数意見) <u>一括方式と分割方式の選択制として実施する。</u> (少数意見) 現行どおりとする。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p>
		b. 一問一答	みんな	議会と行政	議会と行政の関係について(二元代表制における役割を明確にするために)	一問一答方式の実施	<p>2 質疑・質問の形態に即した議場の改修について 本会議での質疑・質問の形態により、質問者と答弁者の対面式や自席発言などが考えられるが、どの程度までの改修が必要かについて協議した結果、 (多数意見) <u>現行どおりとする。</u> (少数意見) ①できる範囲で改修する。 ②最低限の改修をする。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p>
			当局	本会議	自席での「一問一答方式」導入		

大分類(3)「議会と執行機関の関係」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)	会派等提出の検討項目(詳細)				協議結果
大分類	中分類		提案会派	項目	検討内容	備考	
(3) 議会と執行機関の関係	② 質疑	c. 質問日数・質問時間	民主	本会議	一般質問の日数拡大	例えば、一般質問に会派代表としての質問がなじむのか。個人による一般質問については、会派とは何か、議論が発生する。	<p>1 質疑・一般質問の日数及び発言持時間制のあり方について(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質疑、一般質問の日数は、その中身やわかり易さ等を工夫したうえで議論する必要がある。また、発言持時間もまずは段階を踏みいろいろな取り組みを行い、次にどうするか考えていくべきである。 ・委員会日程等さまざまな議会日程があり、質疑・質問日数の拡大は慎重に検討すべきであり、持ち時間もそれにリンクするものと考ええる。 ・日数や持時間の長い他都市では、副市長や局長の答弁が多い、横浜市では市長が答弁しており、これは大切にしなければいけない。単に日数を増やすという議論ではなく、質問・答弁の内容や質など議会力をどうやって担保していくのかを考えながら議論すべきである。 ・議会はやはり違う意見があつてこそ、よりよい解決策が見出されていくことを考えると、特に少数会派の場合は、単に人数割で1人約2分程度ということだと議論が難しい。最低限の配分時間は必要であり、以前の会派割と人数割で持時間とするあり方に戻すべきで、その上で1日の会議時間が長くなるようなら2日間にすることであれば、副市長や局長が答弁することにはならないのではないか。 ・一般質問の日数を増やすだけでも拘束する職員の人件費の増などが考えられる。 ・いろいろ拡大すればそれだけ経費がかかるという部分もある、インターネット中継の視聴者から寄せられる意見等をヒアリングしながら検討していくべきである。 ・横浜市は18行政区あり、370万人の市民から負託を受けていることから、特に少数会派の持ち時間は増やすべきで、1人約2分程度ではなく、最低限の発言の機会を確保するうえから、以前の算出方法にした方が議論も深まる。 <p>などの意見があり、質疑・一般質問の日数及び発言持時間制のあり方については、これまでも市会運営委員会で包括的に会議日程などを踏まえ、議論されてきた経緯があることから、質疑・質問の形態についての協議結果とあわせ、<u>当調査特別委員会における意見を市会運営委員会に報告し、協議を依頼することを全会一致をもって決定した。</u>(平成24年9月21日開催の委員会で決定)</p>
			民主	本会議	発言持ち時間	本会議等で1人が発言する時間を制限すべき(例えば20分以内)。よって大会派は発言者数が増える。	
共産	本会議	横浜市の本会議での発言機会は、1定例会あたり議案関連質問、一般質問、討論の3回(予算議会を除く)で、いずれも会派の所属人数を基に単純比例配分した時間となっており、他都市議会に比べて、発言時間が非常に少ない。市民から選ばれた議員として、発言の機会がきちんと確保されているとはいえない状況である。	<ul style="list-style-type: none"> ・議案関連質疑：現在は、議案数にかかわらず会派所属人数に応じた時間であり、十分な質疑が行えないため、時間制限を設けない。 ・予算代表質疑：会派を代表した予算に対する質問とし、2～3日間にわたって行い、基礎時間(20分程度)+所属人数に応じた時間とする。 ・一般質問：市政一般に対する議員個人の質問とし、答弁も含めて1人30分とする。期間は3～5日間とする。 ・全ての会派が全ての委員会に所属するわけではないので、委員長報告に対する質疑を設け、時間制限を設けない。 ・質疑・質問には、一問一答の質疑方式を導入する。 ・議決に先立って行う討論には、時間制限を設けない。 				

大分類(4)「議会の組織・権限・審議」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目				協議結果
大分類	中分類		提案会派	項目	検討内容	備考	
(4) 議会の組織・権限・審議	① 組織	a. 会派	民主	会派	交渉会派の定義見直し	各常任委員会に委員を輩出し、会派としての賛否を表明することが必要ではないか。	<p>1 交渉会派の定義について 市会運営委員会申し合わせ・確認事項において、交渉団体とは5人以上の所属議員を有する会派としているが、交渉会派の定義について協議した結果、</p> <p>〈多数意見〉 市会運営委員会で必要に応じ協議されているため現行どおりとする。</p> <p>〈少数意見〉 交渉会派の定義や非交渉会派が運営委員会に参加できる仕組みを協議する。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p> <p>2 会派(党議)拘束の原則廃止について 会派拘束の意義など、そのあり方について協議した結果、</p> <p>〈多数意見〉 会派内の問題であり、現行どおりとする。</p> <p>〈少数意見〉 活発な議論を経て公論を形成していくため、廃止を含めた検討を行うこととする。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p> <p>3 会派のあり方と活動について 市会運営委員会申し合わせ・確認事項における横浜市議会の会派に関する要項において「会派は政策の決定及び形成に資するため、その理念を共有する2人以上の議員をもって結成する。」としているが、会派のあり方と活動について協議した結果、</p> <p>〈多数意見〉 市会運営委員会申し合わせ・確認事項の「会派に関する要項」に加え、議会活動のための会派結成、政策立案・決定・提言等における会派間調整、合意形成に努めることとする。</p> <p>〈少数意見〉 会派のあり方については、現行の市会運営委員会申し合わせ・確認事項のとおりとする。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p>
					会派拘束(党議拘束)を原則廃止	議員は個々の判断で議案の賛否を決め、公表する。理由は、①会派拘束は、二元代表制を無力化する「首長与党」を形成する最大要因。②首長の権限を抑制すべき二元代表制下では、議会は市民の代表機関として強力に首長権限をコントロールしなければならず、そのために、市民意思の総体を議会において首長に表現するのが責務。会派(政党)の思惑を議会で表現するのは、強首長型の二元代表制下では特に適当でない。	
			公明	会派	会派のあり方と活動(会派性の担保と役割・権限)		
		b. 補助体制	民主	議会の権限	政策提言・立案を充実させるためのサポート体制の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会局は、法制調査など必要に応じ対応できるような強化充実が必要 ・ 議員の調査、政策立案活動ができるような環境整備と研修の充実 ・ 会派ごとの政務調査員の採用をはじめとした政策立案機能強化のための措置 ・ 議会図書館の充実強化 	
					当局	議会の権限	

大分類(4)「議会の組織・権限・審議」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)	会派等提出の検討項目				協議結果
大分類	中分類		提案会派	項目	検討内容	備考	
(4) 議会の組織・権限・審議	① 組織	c. 委員会構成	民主	委員会	特別委員会の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 議員同士の議論が少なく、特に特別委員会の位置付けが不明確。期限を切り、全員が所属しないで真に必要なものとすべきである。 議員相互間の自由な討議。 市民意見を公平に取り入れ、議員間の討議をして政策を創り上げ、提案することが重要。 	<p>1 常任委員会のあり方について 現行の8常任委員会の構成や委員定数について検証し、より活発な委員会運営に向け協議した結果、 機構改革や局事業の関連性などから、その都度所管局は議論されており、また組織・局数からも、現行どおりとすることを全会一致をもって決定した。</p> <p>2 特別委員会のあり方について 特別委員会の位置付けや委員会数など、そのあり方について協議した結果、 付議事件を調査・研究テーマとして委員間討議や有識者の知見活用による政策提言、意見型の運営方法としており、また、市会運営委員会において役員改選の都度委員会の見直しを協議することから、現行どおりとすることを全会一致をもって決定した。</p>
			ヨコ会	委員会	常任委員会、特別委員会の委員会数の見直し(整理・統合)	委員会の整理統合	
		d. 委員任期	みんな	議会自身	議会自身について(活発な議論を実現するために)	常任委員会の任期の在り方	<p>3 委員任期のあり方について 複数年にわたる懸案事項や重要案件など委員会審査と現行の委員任期のあり方について協議した結果、</p> <p>〈多数意見〉 委員任期は現行どおりとする。</p> <p>〈少数意見〉 特別委員会については、複数年にわたる計画等を審査するために委員任期の複数年制について協議する。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p>
		e. 協議又は調整を行う場	みんな	議会自身	議会自身について(活発な議論を実現するために)	議員間討議の実施	<p>1 委員間討議について 委員会審査のあり方や委員間討議を確保する運営について協議した結果、</p> <p>〈多数意見〉 必要に応じ適宜委員間での討議は行われているが、引き続き討議により合意形成に努めることとする。</p> <p>〈少数意見〉 執行機関との質疑後に委員間討議の場を設けることを検討することとする。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p> <p>2 協議又は調整の場について 議会における議案の審査、議会運営の充実を図るため、議員・委員間協議や調整の場の設置について協議した結果、 議会の機能強化、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、必要に応じ協議又は調整の場を設置すること。また団長会議、全員協議会など必要に応じて会議規則で位置付けていくことを全会一致で決定した。</p>
		f. 議員連盟					議会・議員活動における議員連盟のあり方について協議した結果、議員の活動として、目的達成に向け効率・効果的に行うことを全会一致で決定した。
		g. 調査機関				b. 補助体制に掲載	

大分類(4)「議会の組織・権限・審議」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目				協議結果	
大分類	中分類		提案会派	項目	検討内容	備考		
(4) 議会の組織・権限・審議	② 権限	a. 議会の権限	公明	議会の権限	議会の監査権限の強化	監査委員の活用	<p>1 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の拡大について 議会の権限強化に向けた取り組みとして、地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の拡大について協議した結果、 (多数意見) 基本構想、行政全般に係る基本的な計画及び各分野における基本的計画等の策定、変更及び廃止を議決事件とする。また、計画等については、策定前の説明及び策定後に定期的な報告を求めることとする。 ただし、各分野における基本的な計画等に関しては、策定前に説明を受けた所管の常任委員会で、議決すべき事件とするか判断する。 (少数意見) 基本構想を議決事件とし、その他の計画は策定前の説明、策定後の報告を求めることとする。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。 なお、常任委員会で判断にあたっては、次の指標(案)を市会運営委員会申し合わせ確認事項とすることを決定した。 指標(案) 各分野における基本的な計画等の議決事件の扱いについては、策定前に説明を受けた所管の常任委員会において、市内全域又は全市民を対象とした基本的な方向性を定める3年以上にわたる計画等のうち、特に重要なものとした計画等とする。</p> <p>2 委員会審査のあり方について 常任委員会で事務調査の拡充や決算と予算の審査のあり方やその審査方法、また議員からの資料要求への当局の対応などについて協議した結果、常任委員会、予算・決算特別委員会審査において、独立行政法人を含む外郭団体の審査を適宜実施するとともに、参考人制度などを活用し、外郭団体の責任者が出席したうえで審査できる仕組みについて協議することを全会一致をもって決定した。</p>	
					行政法人を含む外郭団体への審査			
					政策執行に関する監視及び評価			
		ネット・無所属クラブ	議会の役割	<p>現在、地方自治体においては議会と首長との二元代表制となっているものの、予算編成権とその日常的な執行という首長の持つ権限は相対的に大きく、近年の地方分権の推進により、その比重は一層増加しています。 二元代表制の本旨からも、また最も住民生活に身近な自治体の主権在民を実現するためにも、両輪の一方である議会が、これまで以上の力を培い、首長権限との正当なバランスを保っていく事が重要であると考えます。</p>	健全な二元代表制を実現するために議会の権限強化が現行法制下の自治体レベルで、どのようなアプローチによりどこまで可能なのかについて専門家を交えた議論、認識共有。			
		b. 議員提案の仕組み	公明	議会の権限	積極的な議員提案(政策提言)の仕組み			<p>政策条例に係る議員提出議案については、団長会議で決定している立案手続に加え、現地調査や意見聴取などが行える旨や、運営委員会でその都度決定している議案の取り扱い、議会局の処理すべき事項を明確にすることなどについて協議した結果、現行の市会運営委員会申し合わせ・確認事項及び団長会議決定を遵守し、現行どおり、各案件の内容等に応じ必要な協議を行い、円滑な議員提案の提出を図ることを全会一致をもって決定した。</p>
					当局	議会の権限		
	みんな		議会と行政	議会と行政の関係について(二元代表制における役割を明確にするために)	総合計画、基本計画への議会の積極関与(行政が作成した案を議論するのではなく、策定の段階から議会も関与する。例えば、各会派から代表を送って審議に参加するなど。あるいは基本計画を議会の議決事項にするなど。)	a. 議会の権限に掲載		
	③ 審議	a. 審議のあり方(全般)	民主	本会議	本会議における審議の形骸化		大分類(3)「議会と執行機関の関係」で協議済	
			民主	定例会	会期の決定方法		<p>1 会期の決定方法について それぞれの会期日程の標準を定め運用するなど会期の決定方法について協議した結果、 会期日程は概ね2か月前に市会運営委員会で決定されていることから現行どおりとすることを全会一致をもって決定した。</p> <p>2 会期中の日程調整について 会期中の会議日程の調整については、委員会室数など物理的な制約があることから協議した結果、 議員は、会期の日程を最優先とすることを市会運営委員会申し合わせ・確認事項とすることを全会一致をもって決定した。</p>	
					会期中の日程調整	会期の決定など形式的なことは本会議ではなく、運営委員会で決められるようにすべき。		

大分類(4)「議会の組織・権限・審議」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目				協議結果	
大分類	中分類		提案会派	項目	検討内容	備考		
(4) 議会の組織・権限・審議	③ 審議	b. 会期	公明	定例会	定例会の回数・会期	会期中の日程調整を容易にするため、「議会優先ゾーン」日程を設定すべき。	3 定例会の回数・会期について 地方自治法の一部改正により、条例で通年会期と定めることができることを踏まえ定例会数、会期日程のあり方について協議した結果、 〈多数意見〉 現行どおりとする。 〈少数意見〉 会期日程については、議案発送から本会議質疑までに必要な期間を確保すること、及び各会派への議案説明を早めることについて協議すること。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。	
			みんな	議会自身	議会自身について（活発な議論を実現するために）	議会の会期の在り方		
		c. 請願・陳情審査	自民	議会活動	本会議・委員会（請願、陳情審査）等議会審議・活動			1 請願・陳情審査について 行政要望等の陳情については、運営委員会で付託しないと決定を踏まえ、付託陳情と付託外陳情の取り扱いの差異について協議した結果、 〈多数意見〉 市会運営委員会で議論されてきている経緯もあることから、現行どおりとする。 〈少数意見〉 行政要望等を含むすべての陳情を付託し審査することとし、請願者、陳情者の意見陳述の場を設けることとする。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。
			民主	請願・陳情	請願などの審議方法	常任委員会で議論する際に、一部の文言が問題になって採択されないことが多い、委員会での議論を踏まえて内容を修正し、採択できるようになれば、もっといい結果を出せるのではないか。	2 請願・陳情受理期限について 会期における審議・審査の都合上、現行、当初議案上程日の5日前としている請願・陳情の受理期限について協議した結果、 〈多数意見〉 現行どおり当初議案上程日の5日前とする。 〈少数意見〉 定例会中の請願・陳情の受理期限について、あらためて協議する。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。	
			公明	請願・陳情	請願と請願署名議員の公正化（議員の自己請願の取り扱い）		3 審査結果通知について 請願の審査結果の通知については、運営委員会において会議規則どおり理由を付記しないと決定した経過を踏まえ、結果通知に不採択理由を付記することについて協議した結果、 〈多数意見〉 市会運営委員会において議論されてきている経緯もあることから、現行どおりの取り扱いとする。 〈少数意見〉 審査結果通知に採択・不採択の理由を明記する。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。	
			共産	常任委員会	陳情も付託対象として、審査する。		4 議員の自己請願及び紹介議員について 議会での審議と議員の関わりや、自己請願について協議した結果、 〈多数意見〉 議員は審議権、議決権を持っていることから、自己請願は遠慮すること等を協議する。 〈少数意見〉 市民としての請願権もあることから、各自が判断すべきことであるため現行どおりとする。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。	
			ヨコ会	請願・陳情	請願書及び陳情書のあり方と紹介議員の取り扱いについて			

大分類(4)「議会の組織・権限・審議」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目				協議結果
大分類	中分類		提案 会派	項目	検討内容	備考	
(4) 議会の組織・権限・審議	③ 審議	d. 予算議案の審査方法	当局	本会議	予算議案に対する審査方法(予算研究会、予算代表、予算関連、局別審査、総合審査)の再検討・見直し		<p>予算議案は、現行本会議で予算代表質疑及び予算関連質疑を、予算特別委員会で局別審査を10日間と総合審査を行っているが、予算議案の審査方法について協議した結果、</p> <p>〈多数意見〉 今までも必要に応じ市会運営委員会で協議されていることから、市会運営委員会で協議すべきである。</p> <p>〈少数意見〉 本会議での予算質疑に関する日程を拡大する。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p>
		e. パソコン等の持ち込み	みんな	議会自身	議会自身について(活発な議論を実現するために)	委員会への議員のパソコン持ち込み許可	<p>委員会室へのパソコン等の持ち込みと議場及び委員会室で議員がプロジェクター等を使用することについて協議した結果、</p> <p>〈多数意見〉 今までも必要に応じ市会運営委員会で協議されていることから、市会運営委員会で協議すべきである。</p> <p>〈少数意見〉 ○パソコンの持ち込みに当たっての課題や環境などを議論する。 ○議会の活性化から、ルールは必要だがパソコンの持ち込みを認める。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p>
			ヨコ会	会議運営	市会として、本市が取り組んでいる電子市役所の先取りを行い簡素で効率的な議会運営をおこなう。	パソコンやパワーポイントなどの情報機器の活用とパソコンの本会議・常任委員会への持ち込み	
		f. 採決方法	当局	本会議	議案等の電子採決(押しボタン式投票の)導入		<p>現行の採決方法について協議した結果、他都市での導入実績、費用対効果などから現行どおりとすることを全会一致をもって決定した。</p>
g. 委員外の発言	共産	常任委員会	委員会での審査を、行政への質問だけでなく、議員相互で意見交換を行えるようにする。	当該委員会の委員ではない議員の発言を認める。	<p>委員会審査における委員外議員の出席及び許可制としている発言について協議した結果、</p> <p>〈多数意見〉 委員会運営上、委員外議員の発言は、委員会の許可制となっていることから現行どおりとする。</p> <p>〈少数意見〉 会派所属議員がすべての常任・特別委員会委員に就任していない会派の委員外議員の発言の機会を設けることとする。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p>		

大分類(5)「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関する検討項目の協議結果

基本的な論点		論点に対する 会派等提出 の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目(詳細)				協議結果	
大分類	中分類		提案 会派	項目	検討内容	備考		
(5) 議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修	① 政治倫理、報酬、政務調査費	a.政治倫理	ヨコ会	政治倫理	横浜市議員が市民全体の奉仕者として、公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動に取り組むに当たって、必要な事項を定めることを目的とした横浜市議員政治倫理条例や要綱を制定する。	市会独自で寄附禁止事項や団体役員などの兼業禁止を規定するなど、市民にわかりやすく理解協力を求める事項を強調する。	横浜市議員が市民全体の奉仕者として、公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動に取り組むに当たって、必要な事項を定めることを目的とした横浜市議員政治倫理条例や要綱を制定することについて協議した結果、 (多数意見) 横浜市議員は、常に政治倫理意識に徹した議員活動に取り組んでおり、現状では、政治倫理条例や要綱を特段制定する必要はない。 今後も引き続き、市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実に職責を全うし、かつ市民の代表として良心及び責任感を持って、品位を保持し、識見を養うよう努めていく。 (少数意見) 議会基本条例を制定し、議会・議員の役割などとともに規定すべきである。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。	
			公明	報酬	議員報酬の適正額の考え方		議員報酬については、地方自治法の趣旨を踏まえ、横浜市の財政規模、事務の範囲、議会及び議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、議論すべきであることを踏まえ、そのあり方や適正額について協議した結果、 (多数意見) 当委員会(横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会)では、「市会がその役割をさらに発揮していくため、市会の立法機能を高めるなど、市会の自主的・自律的な改革を一層推進していく上で、市会議員としての活動や議会活動のあり方などを明確にするため、基本条例の制定に関する調査・検討を行うこと。」を付議事件として議論していることから、この議論を経た後、必要に応じて別途協議する。 (少数意見) 全体の経費という観点から、議員報酬、費用弁償、政務活動費、議員定数について全体的に議論すべきである。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。	
			共産	報酬	横浜市の議員報酬は、全国の市町村で最高となっている(名古屋市と大阪市は現在減額中)。厳しい財政状況のなか、議員も身を削るべきだとの声があがっているが、身を削るのなら議員定数の削減ではなく議員報酬の削減が有効である。	議員報酬を2割削減し、政令市平均並みとする。		
		b.議員報酬	ヨコ会	委員会	正副委員長報酬の見直し(廃止等)		報酬の廃止	
			c.費用弁償	民主	費用弁償	実費相当の交通費を支給	通常ルートによる交通手段を設定し、実費相当の交通費を支給すべき。	1 費用弁償については、横浜市会は、平成19年度より日額支給の費用弁償を廃止し、「議員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。」と条例に規定し、市外に出張したときのみ支給しているが、費用弁償は、「その職務を行うため要する費用」の弁償であることから、支給の範囲等について協議した結果、 (多数意見) 費用弁償の支給の範囲等を次のとおり変更する。 ①支給の範囲を現行条例による支給に加え、地方自治法に基づく会議等(本会議、委員会等)への出席及び市内に出張したとき(委員会視察等)についても対象とする。 ②支給額は、実費相当額として ・会議等へ出席したときは、市会棟を基準として各議員の居住区ごとに 神奈川区・西区・中区・南区・磯子区は、1,000円 鶴見区・港南区・保土ヶ谷区・旭区・金沢区・港北区・栄区は、2,000円 緑区・青葉区・都筑区・戸塚区・泉区・瀬谷区は、3,000円を支給する。 ・市内に出張したときは、市会棟を集合場所とすることから、会議等へ出席した場合と同様に市会棟を基準として各議員の居住区ごとの実費相当額の支給に加え、市内出張に係る旅費を支給する。 (少数意見) ①全体の経費という観点から、議員報酬、費用弁償、政務活動費、議員定数について全体的に議論すべきである。 ②現行どおりとするが、支給するとした場合、支給の額は、実費を支給し市内出張のときは、旅費を支給しないこととする。 ③費用弁償を支給することで増額となる経費分は、現行の予算総額の範囲内に納めるべきで、支給の額は、実費を支給し、市内出張のときは市外出張と同様に旅費のみ支給する。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。
				公明	活動原則	議員活動の制度的支援		議員活動費、秘書制度、交通費の支給

大分類(5)「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関する検討項目の協議結果

基本的な論点		論点に対する 会派等提出 の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目(詳細)				協議結果
大分類	中分類		提案 会派	項目	検討内容	備考	
(5) 議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修	① 政治倫理、報酬、政務調査費	d.政務調査費	民主	政務調査	政務調査費の用途基準	用途基準は、都市に働く議員として幅を持たせるべき。	政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を充実強化するために必要なものであるが、その用途基準やあり方について協議した結果、 (多数意見) 地方自治法の改正に伴い、横浜市会政務調査費の交付に関する条例が一部改正され、新たに政務活動費として用途基準が条例に明記されたこと。また、すべての領収書の写しを公開していることから、現行どおりの取り扱いとする。 (少数意見) 議会活動にどう生かすのか、生かされたのかを含め公開する。 市民が見やすい公開場所を設置し、期間を定め、領収書及び成果物等を公開する。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。
			公明	政務調査	政務調査費のあり方	実費弁償移行等	
			共産	政務調査	政務調査費は、きちんと議員活動を行うために、調査を行い、市民に報告するために必要なものであるが、その一方で第二の報酬などともいわれられており、市民合意が得られているとは思われない部分がある。	・政務調査費は、領収書の公開だけでなく、調査研究報告書など成果物と会計帳簿も公開する。 ・政務調査費の金額は、市民参加で妥当かどうか検討し、市民の理解をえられる適正な水準とする。	
	e.議員派遣	公明	議員派遣	海外視察の公費負担のあり方			横浜市会議員の海外視察は、議員派遣制度により実施しているが、議員派遣制度は平成14年の地方自治法の改正により、議会の調査権の一部として、同法第100条第13項で新たに規定されたもので、横浜市会の「横浜市会議員の海外視察取扱い要綱」による運用では、議員としての経歴が2年に満たない期間は実施できないこと、また、1期議員と2期以上の議員とで旅費限度額に差を生じさせている。 議員は、市民から選挙により選ばれた公職にある者として、かつ合議制の議事機関である議会を構成する一員として、等しくその役割を担うものであることから、議会の調査権の執行にあたって、調査を行う議員で差があること等、海外視察の公費負担のあり方について協議した結果、 (多数意見) 海外視察の運用に当たっては、 ①議員としての経歴が2年に満たない議員を参加させる場合は、その経験を考慮する。 ②旅費限度額は、一律同額とする。 ③報告書の公開については、現行どおり行い、市民への情報提供及び議員間での情報共有を図っていく。 (少数意見) ①海外視察は、議員派遣制度ではなく政務活動費で実施すべき。 ②旅費限度額は、一律同額とするが、現行予算額を超えないように実施すべき。 ③視察報告書は速やかに提出し、本会議に報告するとともに公開すべき。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。 また、横浜市会議員の海外視察取扱い要綱については、別紙(案)のとおり変更することを決定した。
		共産	海外視察	現在、議員1人あたり1期4年間で120万円、1期目の議員は3年目以降60万円を限度とする海外視察費が計上されている。海外のすぐれた事例を調査することは横浜市政のために役立つ場合もあるが、そうであれば、1期の議員は60万円を限度とするという差別があるのはおかしい。 近年、地方財政は厳しい状況におかれ、観光まがいの海外視察に対して市民の批判があがっており中止・凍結している議会が多い。	海外視察は、政務調査費で行い、全行程と領収書を公開する。現行の公費による海外視察は廃止する。		
		f.議員定数					
	② 研修						改選後の新人議員に対する研修会や説明会及び議員連盟が、その活動を通じて特定の市政の課題等に関する議員間の共通認識を深めるため、議員を対象として行う研修会の制度的な位置付けについて、協議した結果、 代表者からの申請に基づき、議長が承認して行う議会の議員研修とすることを全会一致をもって決定した。

見え消し部分：削除
アンダライン部分：追加

横浜市会議員の海外視察取扱い要綱（変更案）

制 定 昭和58年6月27日

最近改正 平成22年4月1日

（目 的）

第1条 議員の海外視察は、議員が海外都市の議会運営及び行政事情を視察し、もしくは諸外国との友好親善を促進するため実施し、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

（資格要件）

第2条 議員は、任期中（原則として1回）海外視察を実施できる。~~ただし、議員としての経歴が2年に満たない期間は除く。~~

（実施方法）

第3条 海外視察は、議長が編成する視察団又は議員が視察目的を設定して編成する視察団により実施する。団の編成は、原則として議員8人以上とし、議会局書記を随行させることができる。また、経歴が2年に満たない議員を参加させる場合は、その経験を考慮する。ただし、次の方法による場合は、議長（団長会）の個別の承認を得て、この例外として実施することができる。

- (1) 全国議長会の実施する視察団に参加する。
- (2) 議員の海外視察を主目的とする調査団に参加する。
- (3) 本市その他公共団体の主催・企画する親善・交流の視察団に参加、または会議に出席する。

（調整方法）

第4条 年度別実施計画、会派別参加数の割振り等の海外視察に関する事項は、あらかじめ団長会議において調整する。

2 各議員の視察参加形態は、会派（団長）において調整する。

(視察手続)

第5条 視察をしようとする者は、海外視察団参加申込書(様式1)又は海外視察願書(様式2)に目的、場所、期間、調査事項等を記載の上、議長あてに提出するものとする。

(旅 費)

第6条 旅費は、横浜市旅費条例、横浜市外国旅行の旅費に関する規則(議長及び副議長は特1号、その他の議員については特2号を適用)を準用する。ただし、航空機の使用は原則としてビジネスクラスを上限とする。

2 旅費の限度額は、120万円とする。~~ただし、1期の議員は、60万円とする。~~

(視察報告)

第7条 議員は視察終了後速やかに議長あて海外視察報告書(様式3)を提出するものとする。視察団により視察した場合は、参加者全員で作成した報告書を提出する。また、視察の内容について、各議員間での共有を図るものとする。

(適用除外)

第8条 正副議長が議会代表として実施する海外出張及び友好都市・友好港の公式訪問等市長からの要請による海外出張は、適用除外とする。

(細目の決定)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は、団長会議の意見を聞いて、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

大分類(6)「大都市自治における議会のあり方」に関する検討項目の協議結果

基本的な論点		論点に対する 会派等提出 の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目(詳細)				協議結果
大分類	中分類		提案 会派	項目	検討内容	備考	
(6) 大都市自治における議会のあり方	a. 地方自治制度	民主	議会の存在価値	<p>①規模の大きな自治体においては、一人の長によって民意を汲むよりも、各区より選出された議員連によって予算編成と行政執行を行う方が、きめ細かい民意の市政反映を可能にする。②規模の大きな自治体の議会では政党政治(会派運営)が定着し国政との連動も顕著である。党議拘束を生かした政党政治を行うのであれば議院内閣制を採用するべきで、少なくとも自治体が最適な政府形態を選択可能な状態にするべきである。③自治体規模によって政治体制を柔軟に住民投票によって決定できることは世界標準であり、住民の意思によって二元代表制か議院内閣制かを選択できる自治法とすべき。そうすることで地方議会の存在価値そのものを住民意思によって決定できる。</p>	<p>地方政府の形態は二元代表制のみでなく地方議院内閣制等を導入可能とする地方自治法改正を国に要望する。住民投票によって横浜市会と横浜市長の権限配分を決定出来る自治法へ改正し、議会から政策リーダー(首相)を選出、首相が局長を任命、内閣を組織し、内閣において予算編成と行政執行を行う。市長は対外儀礼的事項を担い、議会に政策提言を行う。</p>	<p>横浜市は、我が国の経済をけん引する役割を果たしていく責務があるが、現行の指定都市制度では、その能力を十分に発揮できるような制度的位置づけになっていないこと、また、市民の暮らしを支え、さらに経済を活性化していくためには、大都市横浜が持つ力を存分に発揮できる制度が必要であることから、特別自治市制度を目指している。</p> <p>特別自治市制度に関しては、現在、大都市行財政制度特別委員会及び政策・総務・財政委員会において議論が行われていることから、現行制度において議会が区に関与する仕組みについて協議した結果、</p> <p>1 常任委員会の審査においては、必要に応じ委員会として区長の出席を求めた場合、当該区長は、説明員として出席する扱いとすることを全会一致をもって決定した。</p> <p>2 予算・決算特別委員会の局別審査においては、局から区への予算、事業もあることから、区長の出席を求める通告があった場合、当該区長は、説明員として出席する扱いとすることを全会一致をもって決定した。</p> <p>3 区づくり推進横浜市議員会議の運営において、</p> <p>① 協議事項は、個性ある区づくり推進費に加え、局から区への予算及び事業に係る区主要事業とすることを全会一致をもって決定した。</p> <p>② 予算・決算についての開催は、市会における予算・決算の審議・審査の前に開催し、協議内容が生かされるものとするを全会一致をもって決定した。</p> <p>③ 会議の議事録を作成のうえ議長に提出し、議長は議事録を公開することを全会一致をもって決定した。</p> <p>④ 会議の公開は、 〈多数意見〉 各区ごとに協議して進めるべきである。 〈少数意見〉 各区施設面等の課題があることから、現行どおりとする。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p> <p>⑤ 会議の性格は、 当面、現行どおり要領で設置する議長の招集会議とし、今後、区への権限移譲や機能・組織体制の強化を捉え、特別委員会や地方自治法第100条第12項に基づく協議の場などとする¹ことを検討することを全会一致をもって決定した。 また、現行の区づくり推進横浜市議員会議を条例に規定し会議の位置付けを明確にする²とともに、区づくり推進横浜市議員会議運営要領を別紙(案)のとおり改正することを全会一致をもって決定した。 なお、会議の公開については、市民局及び各区と調整することを確認した。</p> <p>4 議会は、必要があると認めるときは、区で執行される事務その他区の行政について、具体的かつ個別的に検討する場を設置することを全会一致をもって決定した。</p>	
	b. 区への権限移譲	民主	議会の権限	区への権限移譲にともなう議会としてのチェック機能のあり方	現状の区づくり推進会議にチェック機能はない。		
	c. 国に対する働きかけ	ヨコ会	議会の役割	地方議会の充実強化と活性化	議長への議会招集権の付与、臨時議会の活動制限の撤廃など議会活動の自由度の拡大、意見書に対する関係省庁等の誠実回答の義務付け、並びに地方議会議員の責務の法的明確化及び活動基盤の強化など、横浜市会として地方六団体と連携を図るとともに国に対し地方自治法の改正を強力に求めること。		

区づくり推進横浜市議員会議運営要領（変更案）

制 定 平成 6年 5月25日

最近改正 平成25年 月 日

1 目 的

本市における個性ある区づくり推進費等について協議するため、各区に区づくり推進横浜市議員会議（以下「会議」という。）を置く。

2 招 集

会議は、市会議長が招集する。

3 構 成

会議は、当該区選出の市議員をもって構成し、互選による座長を置く。

4 協議事項

個性ある区づくり推進費に関して協議する。また、区の主要事業（区内において局が行う事業及び区配事業を含む）に関して必要に応じ協議する。

5 説明員

区長及び区局関係職員とする。

6 開催内容及び開催時期

開催内容及び開催時期は、次のとおりとする。

- (1) 個性ある区づくり推進費の翌年度予算案に関して、予算特別委員会の審査日程を考慮して開催する。
- (2) 個性ある区づくり推進費の当該年度執行計画等に関して、6月頃開催する。
- (3) 個性ある区づくり推進費の前年度実績と当該年度の執行状況及び翌年度予算編成の考え方に関して、決算特別委員会の審査日程を考慮して開催する。
- (4) 局が行う事業及び区配事業を含む区の主要事業に関しては、上記開催時に必要に応じて適宜協議する。

7 事務等

- (1) 会議の事務は区長が行い、会議の概要を記載した議事録を作成する。
- (2) 議事録は、会議の日時、場所、出席者、議題及び発言の要旨を記載する。
- (3) 座長は、議事録を議長に提出する。提出された議事録は、議長において、これを公開する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日より施行する。

横浜市議会基本条例（構成案）

（前文）

- ・ 目的及び基本理念
- ・ 議会及び議員の役割、活動原則
- ・ 議会運営の原則
- ・ 会 期
- ・ 委員会
- ・ 会 派
- ・ 市民との関係
- ・ 広報及び広聴の充実
- ・ 情報の公開
- ・ 市長等との関係
- ・ 議決事件
- ・ 議会への説明等
- ・ 監視及び評価
- ・ 政策立案及び政策提言
- ・ 危機管理
- ・ 災害時の議会及び議員の役割
- ・ 議会の機能強化
- ・ 区行政との関わり
- ・ 学識経験者等の活用
- ・ 議員連盟
- ・ 研修及び調査研究
- ・ 議会局及び議会図書室の強化
- ・ 政治倫理、議員定数、議員報酬、政務活動費
- ・ 他の条例等との関係及び条例の見直し
- ・ 附 則